

## 未登記家屋所有者変更届の必要書類について

### ○相続に伴い未登記家屋の所有者を変更する場合

	必 要 書 類	原 本	備 考
1	未登記家屋所有者変更届	—	
2	遺産分割協議書又は 遺言証書若しくは自筆遺言	コピー可	遺言証書は公正証書、自筆遺言は家庭裁判所の 検認を受けたものであること
3	同意書	○	2がある場合は不要
4	相続関係説明図	コピー可	ある場合のみ添付
5	相続人の印鑑登録証明書	○	相続人全員のもの各1通（遺言は新所有者分のみ）
6	被相続人の法定相続情報	コピー可	ある場合のみ添付
7	被相続人の戸籍謄本等	コピー可	・出生から死亡まで（遺言があるときは死亡の事 実の記載のあるもののみで可） ・6がある場合は不要
8	相続人の戸籍謄本	コピー可	・相続人全員のもの（遺言は新所有者分のみ） ・6がある場合は不要
9	申出人の本人確認書類	コピー可	※下記参照

### ○売買・贈与・法人における、合併・商号変更等・その他の理由に伴い未登記家屋の所有者を変更する場合

	必 要 書 類	原 本	備 考
1	未登記家屋所有者変更届	—	
2	申出人の本人確認書類	コピー可	※下記参照
売買	建物売買契約書等	コピー可	
	印鑑登録証明書	○	売買契約当事者のもの各1通
贈与	贈与を証明する書類 (証書等の作成を要する)	コピー可	
	印鑑登録証明書	○	贈与者及び受贈者のもの各1通
合併・ 商号変更等 法人における、	法人において、合併・商号変 更等を証明する書類（商業登 記簿等）	コピー可	
	印鑑登録証明書	○	新所有者（法人）のもの1通

その他、財産分与、代物弁済、交換、譲渡担保、共有分割等による場合はその事実を証する契約書若しくは協議書等を添付してください。

印鑑登録証明書については、原本の返却が可能です。詳しくはお問い合わせください。

※賦課期日（1月1日）現在、固定資産課税台帳に所有者として登録されている方がこの年度の所有者となります。したがって、所有者変更届提出後の納税通知書や各証明書への反映は今年度中には行われません。

#### <本人確認書類>

1点確認…運転免許証、個人番号カード等

2点確認…資格確認書（保険証）と1点（診察券・クレジットカード等）

申出人が本人以外の場合は、委任状又は代理人選任届（原本）が必要です。